

令和4年度京都市商店街地域資源活用事業実施業務に係る受託候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市商店街地域資源活用事業実施業務に係る委託について、プロポーザルの実施により応募者から提出された提案書類を審査し、受託候補者の選定を行うため、「京都市商店街地域資源活用事業実施業務に係る受託候補者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 産業観光局地域企業イノベーション推進室 商業イノベーション担当部長
- (2) 産業観光局地域企業イノベーション推進室 地域企業振興課長
- (3) 産業観光局地域企業イノベーション推進室 商業振興課長

2 委員は、次条に定める審査が終了したときは、解任されるものとする。

(審査事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 京都市商店街地域資源活用事業実施業務に係る受託候補者選定審査基準による受託候補者の決定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は産業観光局地域企業イノベーション推進室 商業イノベーション担当部長とする。
- 3 委員長は委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(委員の責務)

第6条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公開してはならない。ただし、京都市が公表した情報については、この限りではない。

(事務処理等)

第7条 委員会に関する庶務は、産業観光局地域企業イノベーション推進室が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、受託候補者の決定に伴い、その効力を失う。